

奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第三十一号

奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例

(奈良県職員定数条例の一部改正)

第一条 奈良県職員定数条例(昭和二十四年七月奈良県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、県営水道」を削る。

第二条第一項を次のように改める。

職員の定数は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-------|
| 一 知事の事務部局の職員 | 三、三二六 |
| 二 議会事務部局の職員 | 三四 |
| 三 選挙管理委員会の事務部局の職員 | 三 |
| 四 監査委員の事務部局の職員 | 一八 |
| 五 教育委員会の事務部局の職員 | 一八〇 |
| 六 労働委員会の事務部局の職員 | 八 |
| 七 人事委員会の事務部局の職員 | 一二 |
| 八 収用委員会の事務部局の職員 | 六 |

計 三、五七七

第三条中「、管理者」を削る。

附則第六項中「三、三二一人」を「三、三一六人」に、「三、四六一人」を「三、四五六人」に、「三、六六〇人」を「三、五七七人」に、「三、八〇〇人」を「三、七二七人」に改める。

(県費負担教職員定数条例の一部改正)

第二条 県費負担教職員定数条例(昭和三十二年三月奈良県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「七千二百三十二人」を「七千二百八十三人」に改める。

(奈良県立高等学校等職員定数条例の一部改正)

第三条 奈良県立高等学校等職員定数条例(昭和三十二年三月奈良県条例第六号)の一

部を次のように改正する。

第二条第一項中「一、七八一人」を「一、七六四人」に、「二、〇六五人」を「一、〇八八人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。